

Story of DOKDO

韓国の領土 独島物語



독도

DOKDO IN KOREA

独島研究保全協会、独島学会編

独島の名称



昔から独島は于山島、三峰島、佳池島、席島などに呼ばれてきたけれども、現在の名称である「独島」と始めて書かれたのは1906年(光武10年)鬱陵の郡主である 沈興沢(シン・ファンテック)の『鬱陵郡主報告書』で『本群所属独島』という記録と朝鮮時代末期の知事である黃玹(ファンヒョン)の『梅泉野録』であった。

▶ 行政及び地理的独島

位置：東経131度52/北緯37度14

距離：鬱陵島東南の方から98km

日本の 隠岐島から160km

▶ 郁陵島からは独島の眺望をすることができるが、日本の隠岐島からはできない。

住所：慶尚北道 郁陵郡 郁陵邑 独島里 山1~37番地

天然記念物336号(1982.11文化財管理庁指定)

所有者：大韓民国政府

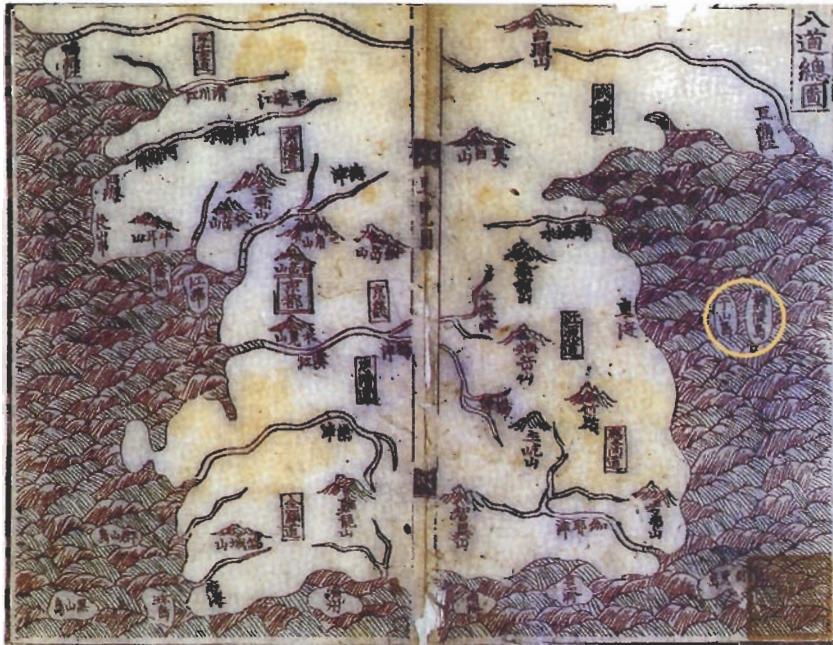
独島の面積と形：独島は東島と西島という二つの主だった島と 周りの33個の小さな岩や暗礁で構成されており、全部で 186,121km²の面積になっている。

▶ 東島(独島警備隊 勤務地)：海拔99.4m/、面積 約6万5千平方メーター

▶ 西島：海拔174m/ 面積 約9万5千平方メーター

独島、 西紀512年から 韓国の領土

I



1531年に編纂された(新增東國輿地勝覽)の初頭に収録し朝鮮『八道總圖』

于山島(独島)の位置を鬱陵島の内側に描いたが、むしろこれは于山島(独島)の領有意識をもっと強烈に表わしたことになる。

独島は西紀512年(新羅の智証王13年)に于山国が新羅に合併された時から韓国の固有の領土になった。(『三国史記』新羅本紀と列傳) 于山国は東海の中に鬱陵島と独島(于山島)の二つの島に構成された古代海上の小王国であった。

東海の真ん中に鬱陵島と独島(于山島)に于山国が構成されたことは『世宗実錄地理志』(1432年 編纂)、『東国輿地勝覽』(1481年)、『新增東国輿地勝覽』(1531年)、『萬機要覽軍政編』(1808年)、その他にもさまざまな古い文献と地図に記録されている。

また独島の名前が19世紀後半まで‘于山島’だったということも独島(于山島)が‘于山国’の領土だったのを明らかに証明することである。

2

フランスの地理学者ダンビルの『朝鮮王国全圖』、独島を韓国の領土に表示



1737年にフランスの地理学者ダンビル(J.B.D'Anville)が描いた『朝鮮王国全圖』

この地図は于山島(独島)と鬱陵島を韓国の東海岸にもっと近接に描いて独島(于山島)が韓国の領土であることを明瞭に表している

鬱陵島と共に独島(于山島)が朝鮮王朝の領土であったという事実は日本はもちろん西洋にもよく知られている。西紀1737年にフランスの有名な地理学者(J.B.D'Anville)が描いた『朝鮮王国全圖』(Royaume de Core'e)にも独島(于山島)は朝鮮王国の領土に描かれてある。鬱陵島と独島が東海岸にもっとも近接に描かれてあり、『新增東国輿地勝覽』の地図のように于山島(独島)が鬱陵島より内側に描かれてあるのは独島が朝鮮の領土であることを強調するのだ。

日本の古文献と 日本の古地図、独島を 韓国の領土に記録



日本の実学者だった林子平さんが1785年に描いた『三国接壤地圖』

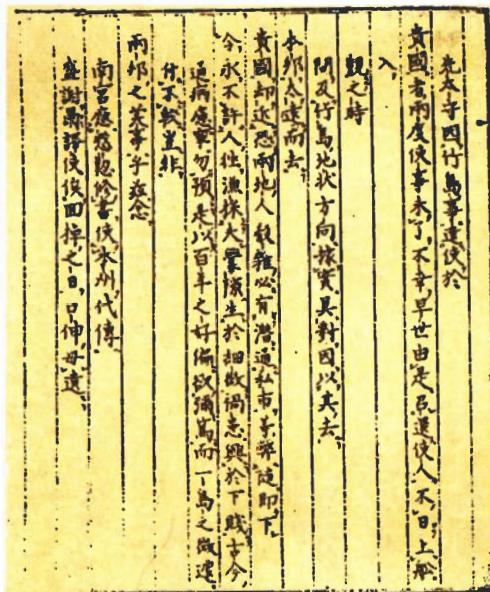
この地図は鬱陵島と独島を朝鮮色である黄色に塗っただけではなく、黄に『朝鮮ノ持ニ』という文字を書き入れ、独島と鬱陵島が朝鮮の領土であることをもっと明瞭に表わしている。

1667年、日本の政府が独島を始めて記録したのは日本だと指摘した日本政府の古文献『隱州視聴合記』も鬱陵島(その時の日本の呼称は竹島)と独島(その時の日本の呼称は松島)は高麗の領土であり、日本の西北方面の境界は隱岐島を境にすると記録している。

1785年に日本の実学者である林子平さんが編纂した『三国接壤地圖』は国別に色を異にして朝鮮は黄色に、日本は緑に表示したが、東海の真ん中にある鬱陵島と独島(于山島)を朝鮮の色である黄色にきちんと塗っただけではなく、横には『朝鮮の物』だと書いて鬱陵島と独島(于山島)が朝鮮の領土であるのをはっきりと表示した。

4

17世紀末の日本政府、 独島と鬱陵島を 韓国の領土に再確認



1696年1月、日本側が独島を朝鮮の領土に認めて、日本人の独島出漁を禁止する命令を下したことを朝鮮側に知らせてきた伝達書

1592~98年、日本が文禄の役を起こした時、日本軍は独島を経て鬱陵島にも侵略し、住民を虐殺して集団的に略奪した。ここに住民が殺されることを防ぐために朝鮮の朝廷が鬱陵島を明け渡す、「空島政策」を強行した。この隙に、日本の徳川幕府は朝鮮の朝廷にはばれないように日本の漁師である二つの家門に、1618年鬱陵島へ行ける『竹島渡海免許』と『松島渡海免許』を渡したが、これは海外に行ける許可帳であった。

それによって1693年、鬱陵島へ渡って来た日本の漁師たちと安龍福など朝鮮の漁師たちの間に大きな衝突が起きた。このことをきっかけに日本の対馬の島主が中心になって鬱陵島(または独島)を日本の領土にしようとする外交紛争を起こした。数年に渡って、論争が続けられたが、朝鮮政府の強硬な対応に日本も屈服し、1696年の1月、徳川幕府の関白(執政官)は鬱陵島(または独島)が朝鮮の領土であることを再確認し、日本の漁師たちが鬱陵島(または独島)で釣りをすることを厳禁するとともに『竹島渡海免許』と『松島渡海免許』も取り消した。東来(地名:現在韓国のプサン)出身の漁師である安龍福も鬱陵島と独島を守るために活動した。

19世紀、日本の明治政府の 公文書、独島と鬱陵島が 韓国の領土であることを確認

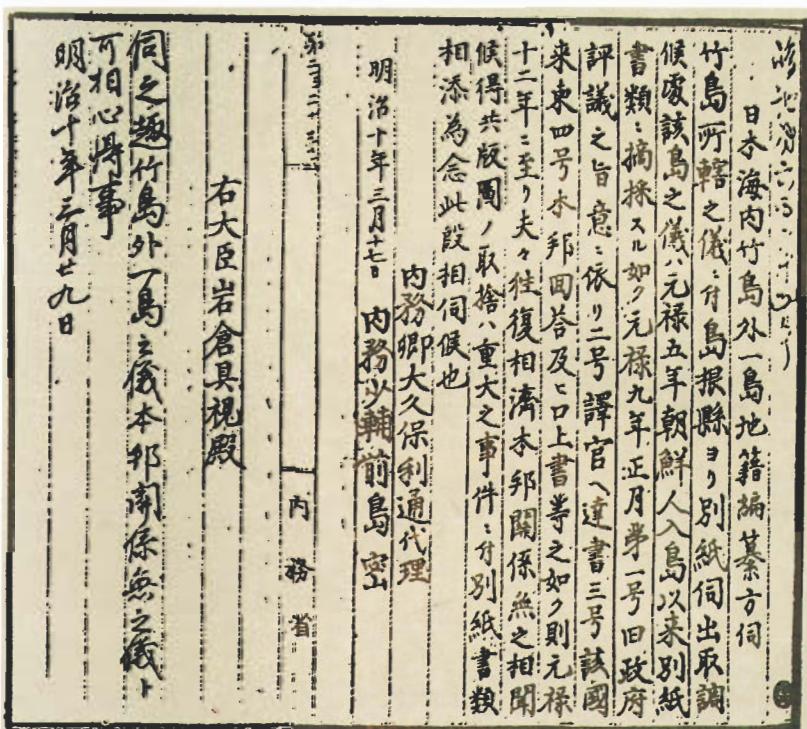
一竹島松島朝鮮附屬ニ相成候始末
 此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ
 書留モ無之竹島ノ儀ニ付テハ元祿度後ハ暫クノ間朝鮮ヨ
 リ居留ノ爲差遣シ置候處當時ハ以前ノ如ク無人ト相成竹
 木又ハ竹ヨリ太キ葭ヲ產シ人參等自然ニ生シ其餘漁產モ
 相應ニ有之趣相聞ヘ候事

1869年に日本の外務省と太政官が調査事項を指令した『独島松島朝鮮府属ニ相成候始末』の項目と、それに対する日本の外務省管理たちの復命の内容
 日本の外務省と太政官が指令したこの調査項目は1869~1870年に日本政府が独島を朝鮮の附属領であることを確認した明瞭な資料である。(『日本外文文書』に収録)

1868年の1月、日本では徳川幕府の政権が崩壊し、新たな明治政府が樹立になり、1869年の12月には日本新政府の太政官(総理大臣)と外務大臣が外務省の高官たちを朝鮮に派遣し、14種類の項目に対する内偵調査を命令した。その中には『鬱陵島(竹島)と独島(松島)が朝鮮附屬になっている始末』を調査しろという命令の項目があった。当時、日本最大の国家機関である太政官と外務大臣は鬱陵島と独島が‘朝鮮附属の領土’であることをよく知っていた。それによる内偵報告書が1870年の『朝鮮国交際始末内探書』であり、1930年代、日本の外務省が編纂した『日本外文文書』の第3巻に収録されている。これは鬱陵島と独島が歴史的に韓国の領土であることを日本も公知、公認した証拠である。

6

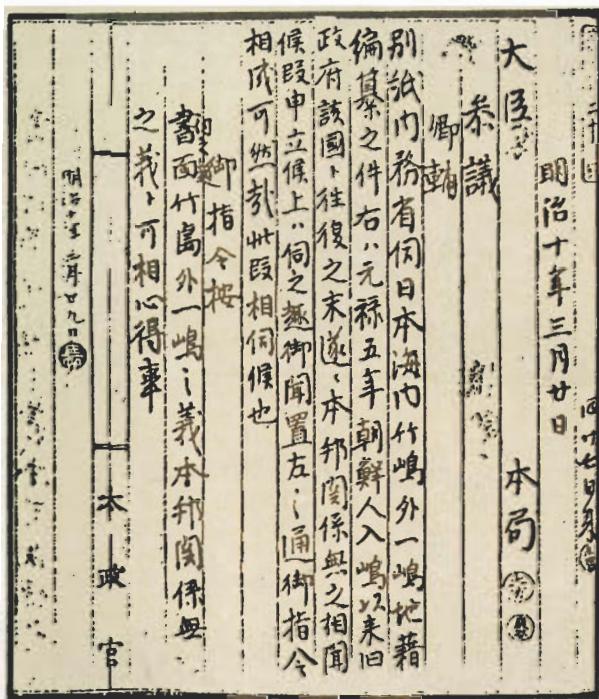
日本の内務省、 独島と鬱陵島が 韓国の領土であると再確認



1877年、日本の内務省が太政官に鬱陵島と独島を日本領土の地籍に含ませるのかに対する最終決定を頼んだ質問書と、太政官が鬱陵島と独島は日本と何の関係もない所だと決定して下した指令文を添加記録した公文書(日本国立公文書管所長)

1876年、日本の内務省は近代的な日本の地図と地積図を作成するため、各地方の県に地元の地図と地積図を作成して送るように訓令したが、島根県は東海の中にある鬱陵島(竹島)と独島(松島)を島根県に含むかどうかについて質問書を提出した。日本の内務省は約5ヶ月間調査した結果、鬱陵島と独島は朝鮮の領土であり、日本とは関係のない土地であると確認した。しかし、領土の問題は重大な事項だから国家最高の機関である太政官の最終確認の決定が必要であると考え、太政官に質問した。

日本最大の国家機関(太政官)、 独島と鬱陵島を 韓国の領土で決定

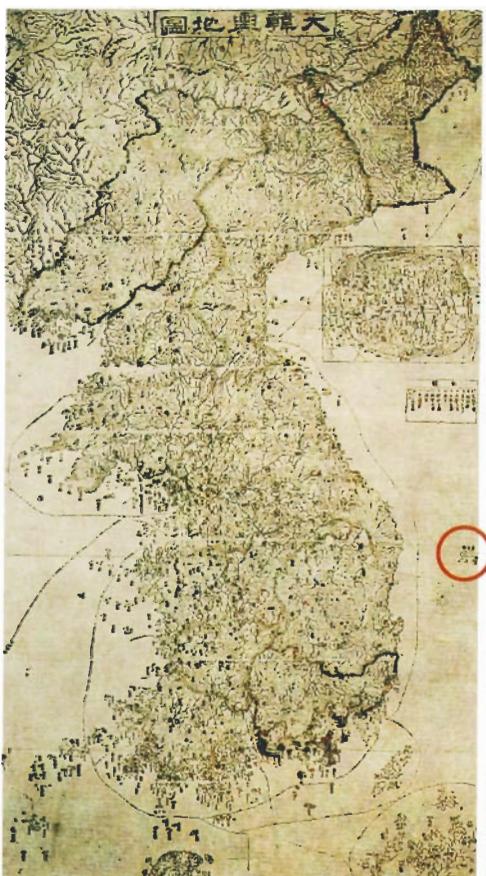


1877年、日本の太政官が 郁陵島と独島を朝鮮の領土であると判断し、“鬱陵島と独島は日本と何の関係もない所だ”と述べて、日本の地籍には含ませないようにと内務省に提出した公文書(日本国立公文書管所長)

日本最大の国家機関である太政官は内務省の決定稟議書を再検討した結果、1877年3月20日付で鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることを再確認し、「稟議の趣意の鬱陵島(竹島)と他の1島である独島(松島)は日本と関係がないと心得ること」だという要旨の訓令を内務省が提出了。内務省はこの訓令を1877年4月9日の日付で島根県に送り、鬱陵島(竹島)と独島(松島)は日本の領土ではないため(朝鮮の領土である)、島根県の地図から抜くように訓令した。この日本官撰の資料は独島が韓国の領土だということをもっとも明らかに証明することである。

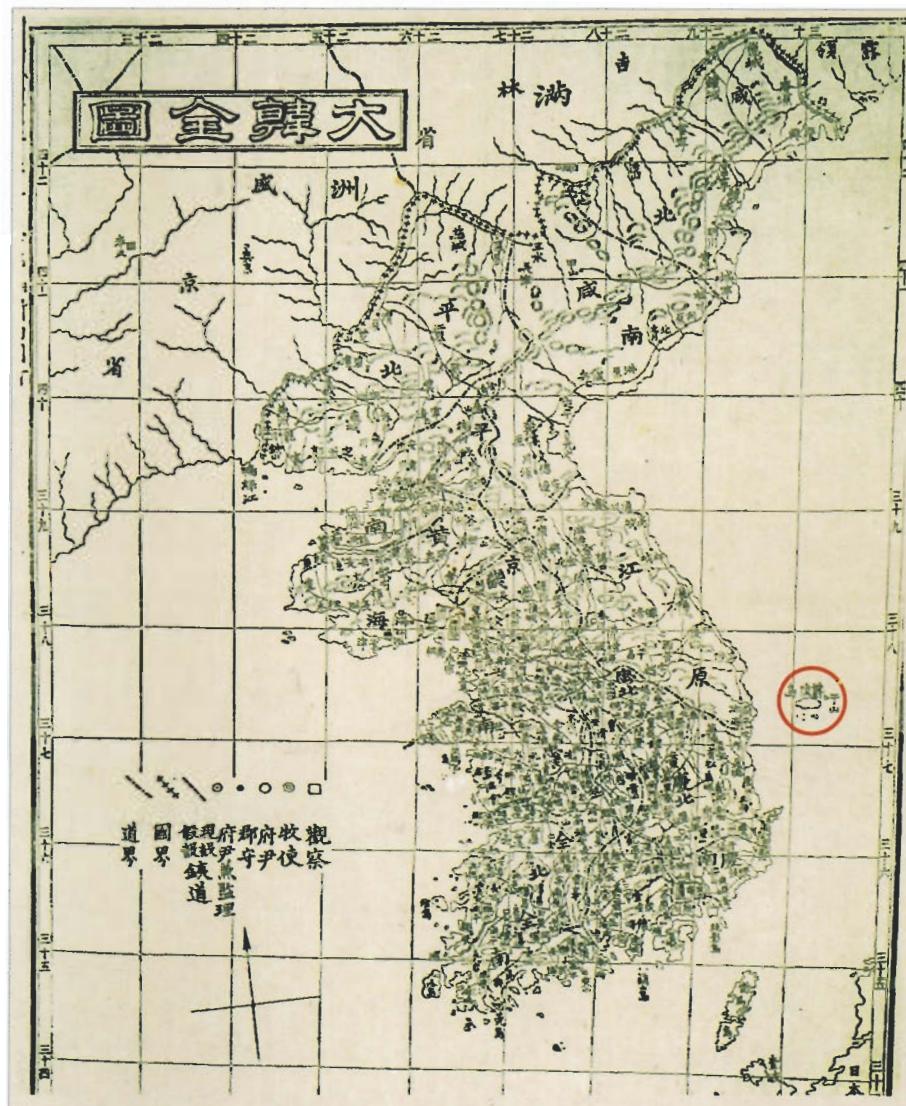
8

19世紀末、大韓帝国政府、 独島と鬱陵島は 韓国の領土だとはっきり表示



大韓帝国の学部の『大韓輿地圖』(1898)
独島《于山島》を鬱陵島の東側の正確な位置に描き、「于山」と書き入れて太韓帝国の領土であることを明瞭にした。(ソウル大学図書館奎章閣所蔵)

鬱陵島に日本人が不法上陸して木を刈り、移住までしようとすると、1882年、朝鮮の朝廷も空島政策を廃棄して韓国人の移住政策を実施した。甲午改革の後作成された近代的な韓国地図では鬱陵島と独島(于山島)を正確な位置に表示し、韓国の領土であることを明らかにした。1898年の大韓帝国学部の『大韓輿地圖』は独島(于山島)が韓国の領土であるとはっきり表示した。

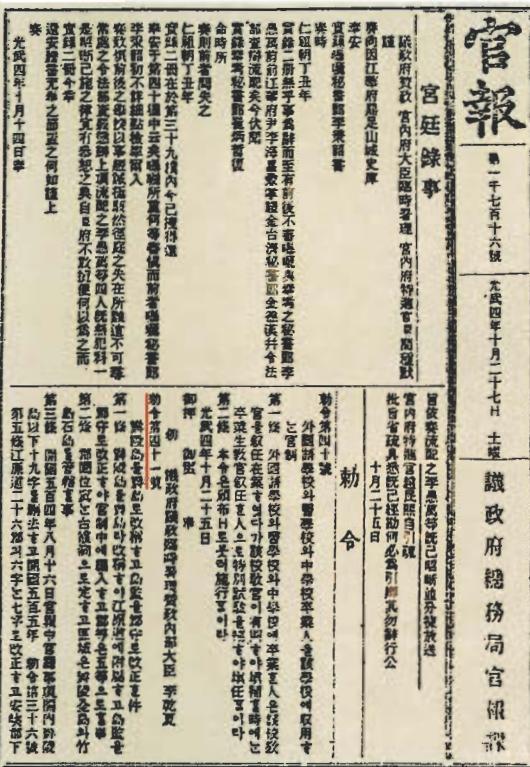


1899年『大韓全圖』

大韓帝国の学部で製作、配布した標準地図では、独島が鬱陵島の東側に位置してあり、経度と緯度が当時の基準に表示されている。(李燦-イ チャン所長)

9

1900年に大韓帝国の勅令第41号、独島は韓国の領土であると世界に公表



1900年大韓帝国の勅令第41号を収録した官報
1900年に鬱陵島と竹島、独島を管轄している行政区域として蔚島郡を設置するという大韓帝国の勅令第41号を掲載した

も独島が大韓帝国の領土であることをもう一度世界に公表した。

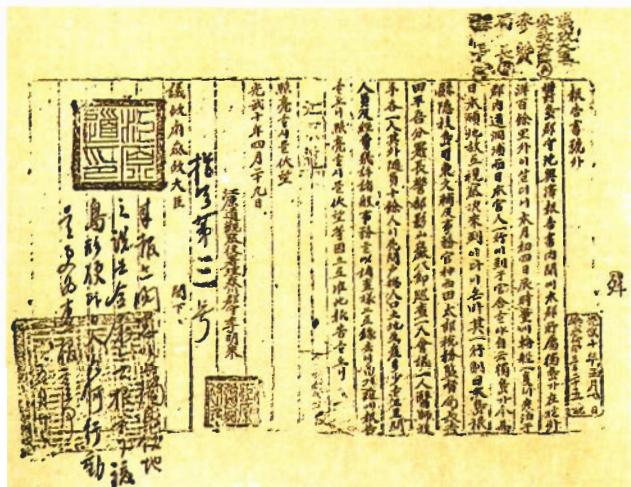
独島の空島政策を廃棄して移住政策を始めたら鬱陵島には多島海の湖南地方の多くの漁民たちが定着したが、移住民たちは独島の従来冠名である‘于山島’より石でできた島だという意味で石島と呼んだ。この‘独島’を発音中心の漢字に表記する場合は‘独島’だと表記し、意味中心の漢字に表記する時は‘石島’と表記した。西洋の人たちは西洋の地図に始めて独島を描いた『リアンコルト(Liancourt)号』の名前をとって‘独島’を‘リアンコルト岩島’(Liancourt Rocks)だと称した。

大韓帝国は日本人の絶え間ない鬱陵島への不法入国と定着を防ぐ積極的な対策の一環として地方行政体系を改編し、1900年10月に勅令第41号を制定、颁布して従来の江原道 蔚珍郡に属していた鬱陵島を‘鬱島郡’に昇格し、新しい蔚島郡守を任命した。

蔚島郡が管理している区域は鬱陵島、竹西島(竹島)と独島(石島)にした。そしてこの官製の改定を中心『官報』に載せて世界中に知らせた。この1900年勅令第41号により、西洋国際法の体系に

日本、1905年に独島強制編入

10



江原道の観察使の書吏が参政大臣に捧げた蔚島郡守の深興沢(シンファンテック)の報告書と大韓帝国の参政大臣の指令文(1906)

蔚島郡守の深興沢(シン・ファンテック)はこの報告書に「本郡所属の独島家」といい、独島は自分が統治する領土であることを明らかにして抗議し、参政大臣は“日本の独島を領有する説はまったく根拠がない”と日本側の主張を抗議、批判した

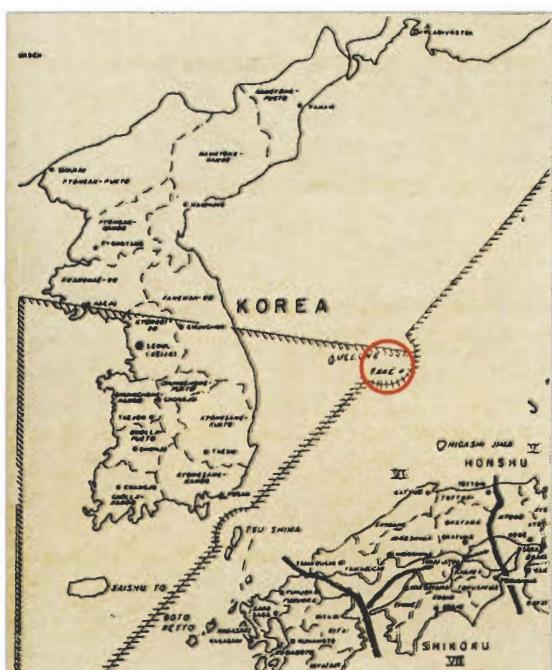
1904年の2月、日本は日本ロシア戦争を起こした後、東海でロシア艦隊の様子を監視する海軍の望楼を独島に建てることにした。この時‘中井’と呼ばれる日本の漁業をする人が独島でのオットセイ取りの独占権を独島の所有権者である大韓帝国の皇帝に申し込もうとした。日本政府は独島が韓国所有の土地であることを知っていたながら、‘無主地’だと前提しながら、1905年1月28日に行われた内閣会議で独島を日本の領土に編入した。そしてその名前を‘竹島’とつけ、島根県の行政所管になると決めた。しかし日本は‘独島’が‘韓国の領土’であるのを知っていたわけで、独島の日本領土編入が世界に知られることをおそれて『官報』に載せられなかった。

しかし独島は1905年1月28日以前、西紀512年から韓国の領土として韓国という主人のある‘有主地’だった。そんなわけで独島は‘無主地’だから日本の領土に編入するという日本政府の決定は国際的に認められない不法的、無効の決定であった。

1906年の3月28日、蔚島郡守ははじめて日本が独島を侵奪したことに気づき、江原道の観察使を通して中央政府に報告し、大韓帝国の参政大臣は直ちに日本の不法性を糾弾した。しかし4年後である1910年の8月29日、大韓帝国は日本帝国に合併されてしまい、独島は韓国が独立した時にやっと取り戻すことができた。

II

連合国、1946年1月に 独島を韓国に返還する 訓令を発表

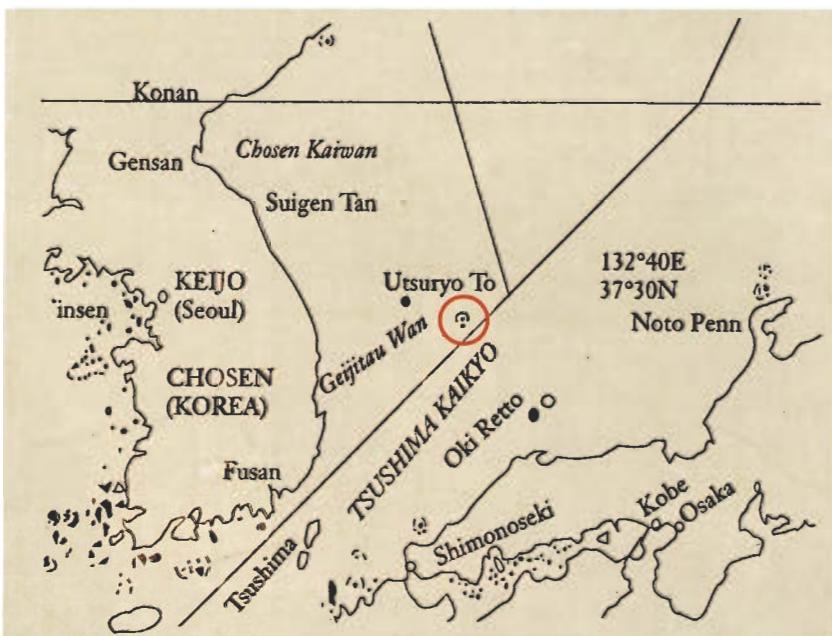


連合国の最高司令部がSCAPIN第677号の付属地図に作成して韓国と日本の領土を区画した地図
独島を“TAKI”だと表示し、韓国の領土に付属させた。

1945年8月15日に日本が連合国に降伏した後、連合国は東京に最高司令部を設置し、旧日本帝国が隣国の領土を侵略して奪った全ての領土を元の主人に返還する作業を始めた。連合国最高司令部は1946年1月29日に連合国最高司令部指令(SCAPIN)第677号の訓令を発表し、韓半島の周辺にある済州島・鬱陵島・独島(リアンコルト島)などを日本主権から除外して韓国に返還した。続いて連合国最高司令部は1946年6月22日、SCAPIN第1033号を発表し、日本の漁師たちが独島と12海哩の水域に近づくことを禁じて独島が韓国の領土であることを重ねて知らせた。この訓令は今でも国際法的効力を持っているのだ。1948年8月15日、大韓民国は政府樹立と同時に、在韓軍政(連合国)から韓半島と独島など付属圖書を領土に引き受け、1948年12月12日には国際連合からその領土と主権を国際的に公認された。

連合国の大日本領土処理に関する合議書 “独島は韓国の領土だ”と規定

L2



『連合国の大日本領土処理に関する合議書』付属地図ー独島(赤い丸になっている部分)が大韓民国の領土であると区切られた。

連合国は1952年に日本を再独立させようと決め、先立って1951年には『旧日本講和条約』を締結しようとした。その準備で連合国は1950年、『連合国の大日本領土処理に関する合議書』(Agreement Respecting the Disposition of Former Japanese Territories)を作成した。この合議書の第3項で韓国に返還する領土は韓半島の本土とその周辺にある全ての島(all offshore Korean islands)であるが、その代表的な例として済州道・巨文島・鬱陵島と共に独島をリアンコルト岩島(Liancourt Rocks)という西洋の呼称に明記し、韓国に返還して韓国の領土であることを明らかにした。

連合国が独島を韓国の領土だと判定して返還させたことを克明に明かす大事な資料である。

連合国、サンフランシスコ 『対日本講和条約』で 独島が漏れ

連合国、サンフランシスコ『対日本講和条約』の草案をアメリカが作成したが、第1次の草案から第5次の草案まで独島を韓国の領土として明文に含めさせた。それに気付いた日本の過渡政府がアメリカ人の顧問を立たせて独島を米空軍のレーダー基地と気象観測所に提供すると猛烈なロビーをした結果、アメリカの第6次の草案では独島を韓国の領土から抜いて日本の領土に含ませた。しかし英国・ニュージーランド・オーストラリアなど、他の連合国はアメリカの第6次の草案に同意しなかった。そのため、アメリカの第7次~9次の草案でははじめから‘独島’という名を抜かした。1951年9月、サンフランシスコで調印された連合国の大韓民国に対する全ての権利、及び請求権を諦める”と書いて‘独島’の名称が漏れるようになった。日本側はこれを連合国が‘独島’を日本の領土に認めたと主張している。

しかしこれは事実ではない。“独島は鬱陵島の付属の島”であるから鬱陵島だけ記録されてあればその付属の島である独島は自動的に韓国の領土だと認めなければならないからだ。済州道に付属の島として牛島があるが、済州道だけ記録されればその付属の島の牛島も自動的に韓国の領土に含まれることと同様である。韓国の領土に含まれた千数の島の名称が講和条約の条文に一旦記録されていないことでいまだにこれを日本の領土であると主張するわけにはいかない。

それだけではなく、先立って書いたように連合国がサンフランシスコの条約の準備で合議した内部合議書『連合国の大韓民国の領土に関する合議書』(1950)に‘独島’が明文で明らかに‘大韓民国の領土’だと定義されてあるからこそ条約文に明文で記録されていないとしても条約の内部の文書では独島が韓国の領土だと認めたことである。

だから国際法上にも独島は明らかに韓国の領土であるのだ。これは日本を除外した国際社会で公認されている。

UN軍、独島を韓国の領土に含む



1950年韓国戦争が起きた時、UN軍が韓国の領土を領空から防衛するため、1950年設定して現在まで使われている『韓国防空識別区域』(KADIZ)
UN軍であるKADIZは独島を韓国の領土だと確認して防衛している

1948年6月30日、アメリカ空軍が独島の近所で爆撃練習をしたことがあり、その後韓国戦争の期間に日米合同委員会によって独島が米空軍の練習基地として選ばれたという噂があった。日本の政府はこのことを指摘し、独島は日本の領土だと見なしたことを主張している。しかしそれは事実とは全く違うことである。

大韓民国の政府がこれを抗議し、1953年2月27日の日付でアメリカの空軍司令官は大韓民国の政府に‘独島’はアメリカ空軍の練習基地から除外されたという回答を送った。

また1950年6月韓国戦争が起きた時、UN軍とアメリカ太平洋の空軍司令官は『韓国防空識別区域』(KADIZ: Korean Air Defense Identification Zone)を設定し、韓国の領土に上空防衛区域を決めて現在まで使われているが、KADIZの中に独島を含ませて独島を韓国の領土で防衛している。UN軍の空軍は独島を韓国の領土と判定し、独島上空をKADIAの中に含ませていることである。この事実はUN軍の空軍も独島を韓国の領土を守っていると明らかに表している。

独島を国際司法裁判所に もっていこうとする日本の提議を 断固として拒否するべきだ。

独島は歴史的、国際法的、実交的な占有からみると明らかに大韓民国の領土である。大韓民国は独島に対して‘実際領有権’を持っている。独島領有権を100に表示すると大韓民国は100を全部持っていること比べて日本は0を持っている。日本は独島領有権を‘主張’しているだけだ。‘実際領有権の所有’と‘主張’の間には雲泥の差がある。だから韓国と日本の間に‘独島領有権の紛争’はない。‘独島領有権の論争’があるだけだ。

それなのに日本は独島領有権の論争を始めて以来、独島侵奪の戦略の一つに1945年から国際司法裁判所に行って独島領有権を裁判しようと提議している。国際法上、連合国機関である‘連合国最高司令部’が1946年、独島領有権に対して韓国の領土に判定、独島を在韓米軍政に返還して1948年の8月15日に大韓民国が樹立になり、直ちに独島を引き受けて大韓民国の領土として統治し、1948年12月12日には国際連合から国際社会の合法的な主権国家に承認を受け、当時の領土(独島を含め)に対する統治権を国際連合から公認された。それだけではなく、連合国が1951年^対日本講和条約の締結の準備で1950年に合議作成した『連合国旧日本領土の処理に対する合議書』にも明文で独島を挙名しながら‘大韓民国の主権の領土’であることを明白に規定した。だから^対日本講和条約の本文に‘独島’の名が韓国や日本の領土に漏れたとしてもその内部の付隨文書である『連合国旧日本領土に対する合議書』(1950)は『連合国最高司令部の指令第677号』(1946年)などに基づいて独島は国際法上、明らかに韓国の領土だと判定されたことである。だから歴史的や国際法上、明白に大韓民国の固有の領土であるからすでに判定された韓国の領土を判定し直そうとする必要はない。

独島研究保全協会 独島学会の紹介

▶ 独島学会

1996年3月1日創立

独島領有権に対する学術研究団体



▶ 独島研究保全協会

1996年の12月27日社団法人の許可(海洋水産府)

現在15所の独島研究と保全関連の団体が加入してある連合会

主要な活動の事項

毎年、学術大会または大討論会を一回開催

学術研究誌、書籍、資料集、広報物の発刊

教養、講座、特別講義などを開催

現在、刊行された独島研究の叢書

①『独島領有の歴史と国際関係』、1997年、217ページ、非売品

②Korea's Territorial Rights to Dokdo: A History Study、1997年、
218ページ、非売品

③『独島領有権、領海と海洋の主権』1998年、301ページ、非売品

④『独島の近隣海域の環境と水産資源の保全のための基礎研究』、1998
年、254ページ、非売品

⑤『独島領有権の資料の探求 第1巻』1998年、332ページ、非売品

⑥『独島領有権の資料の探求 第2巻』1999年、358ページ、非売品

⑦『独島領有権の資料の探求 第3巻』2000年、450ページ、非売品

⑧『独島領有権の資料の探求 第4巻』2001年、513ページ、非売品

⑨『独島領有権の研究論集』2002年、448ページ、非売品

⑩『韓国の独島領有権の研究史』2003年、462ページ、非売品

韓国の領土 独島物語

独島研究保全協会、独島学会編